

書類の作成・提出に当たって

はじめに

- 本事業の目的は地域活性化であることを踏まえ、本書類は単一の部局で作成するのではなく、関係部局と協力・調整の上作成することが望まれます。
- 様式は、認定及び認定内容の変更を希望する案件（ストーリー）ごとに作成してください。
- 平成30年度認定については「Ⅰ. 平成30年度新規認定」を御覧ください。
- 平成29年度以前に認定した認定内容の変更については「Ⅱ. 平成30年度認定内容変更」を御覧ください。

I. 平成30年度新規認定

1. 基本情報（様式1-1）

（1）申請者

申請者となる市町村名を記載すること。

※シリアル型の場合の留意点

- ① シリアル型の場合、申請者となる全ての市町村名を記載すること（「ストーリーの構成文化財」を有しない市町村は申請者になれないことに注意すること。）。また、申請者間の連絡調整、本書類の取りまとめ及び文化庁との連絡調整を代表して行う市町村を一つ特定し、その市町村名の前に◎印を付すこと。
- ② 上記に関し、都道府県が域内の市町村（申請者）間等の連絡調整を行う場合は、当該都道府県が市町村に代わって申請者となることも可能である。この場合、都道府県名の前に◎印を付した後、該当する市町村名を（ ）書きしておくこと。なお、複数の都道府県にまたがるシリアル型のときは、連絡調整を代表して行う都道府県を一つ特定し、その都道府県名の前に◎印を付すこと。

（2）ストーリーのタイプ

- ①地域型かシリアル型かのいずれかを囲むこと。

ア. 「地域型」…単一の市町村内でストーリーが完結し、構成文化財は当該市町村のみに所在する。

イ. 「シリアル型（ネットワーク型）」…複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財はシリアル型を形成する各市町村に所在する。

- ②地域型の場合は、A～Eのうちのいずれかを囲むこと。（複数選択可）

※A～Eのいずれかにあてはまるものが提出の条件となります。

- A 歴史文化基本構想を策定済の市町村
- B 歴史的風致維持向上計画を策定済の市町村
- C 世界文化遺産の構成資産を有している市町村
- D 世界文化遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有している市町村
- E 世界文化遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有している市町村

※上記C～Eの各々の場合において、当該構成資産が日本遺産のストーリーの構成文化財に含まれない場合は対象外とする。

※上記Eの構成資産は、「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」（平成20年9月26日文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会）の公表の時点において文化庁が把握しているものを対象とする。

(3) ストーリーのタイトル

ストーリーの内容について、その特色を端的に示すものとする。タイトルの文字数については40字以下とすること。

(4) ストーリーの概要

下記「3. ストーリー」の概要を200字程度で記載すること。

(5) 担当者連絡先

文化庁からの連絡の窓口となる担当者を記載すること。シリアル型の場合は、「(1) 申請者」の◎印の自治体の担当者を記載すること。

2. 申請者の所在地及びストーリーの構成文化財の所在地が分かる地図（様式1-2）

申請者である市町村の所在地及びストーリーの構成文化財の所在地が分かるものとする。認定された際には、電子媒体として公開するので、地図は著作権に抵触しないものを使用すること。

3. ストーリー（様式2）

- (1) 当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに、我が国の魅力を十分伝えるものとなっていること。
- (2) ストーリーの内容に係る留意点
 - ①歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたものであること。
 - ②ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること。
 - ③単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。
 - ④その地域や文化財に関する専門的知識を持たない人も興味や関心を持てるものとする。
 - ⑤ストーリーの場面が想起されるような写真・図表を挿入した上で、見開き2ページ（A4用紙2枚）で作成すること。

4. 構成文化財一覧表及び構成文化財写真一覧（様式3-1及び3-2）

- (1) 対象は、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財とし、構成文化財の中に国指定・選定のものを必ず一つは含めること（なお、シリアル型の場合、シリアル型を形成するいずれかの市町村に含まれていればよい。）。
- (2) ストーリーを語る上で不可欠な文化財であるか否かの観点から、対象を十分に精査すること。
- (3) 様式3-1の記入に係る留意点は、同様式の下段を参照すること。
- (4) 様式3-2に各文化財の写真一覧を添付すること。その際、どの写真がどの文化財を示しているのか分かるように、様式3-1左端の番号を写真に付すこと。

5. 日本遺産を通じた地域活性化計画（様式4）

（1）将来像（ビジョン）

日本遺産という資源を活かした地域づくりを行うことにより実現したい、中長期的（20年～30年）な見地に立ったあるべき姿を記載するとともに、地域の長期的構想（総合計画等）への日本遺産の位置づけの考え方を記載すること。

なお、記載に当たっては、下記（2）「地域活性化のための取組の概要」及び（3）「自立的・継続的な取組」に記載する内容を踏まえたものとなるように留意すること。

（2）地域活性化のための取組の概要

上記（1）の「将来像」の実現に向けて、今後6年間で地域全体で取り組むべき方策（日本遺産魅力発信推進事業以外の事業を含む。）について、地域の現状を踏まえた取組の柱立て及び柱立ての説明を以下の視点をもって記載すること。

- ① 各取組を行う目的
- ② 各取組を行うことによって得ようとする成果
- ③ 各取組を行うことに当たっての関係機関等との連携方法

（3）自立的・継続的な取組

日本遺産魅力発信推進事業が終了しても持続的に事業を実施することが出来るようにするために行う取組について記載すること。なお、記載にあたっては、補助事業の終了を見越して、補助事業期間を含めどのような行程で実施するかがわかるようにすること。

（4）実施体制

補助事業者の名称及び構成団体を記載すること。また、補助事業者が取組を円滑に行うために必要な体制整備について記載すること。

※ 補助事業者は、申請自治体関係部局や、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす協議会等（以下「協議会」という。）とする（要件を満たしていれば、既存のものでも可）。

- ア. 定款等に類する規約を有すること。
- イ. 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ウ. 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- エ. 活動の本拠となる事務所等を有すること。

※ 日本遺産を通じた地域活性化を行うためには、申請の段階で次の4つの取組を実施しておくことが望ましいと考えておりますので、「補助事業者が取組を円滑に行うために必要な体制整備」を記載する際には、現在の状況（考え方を含む。）がわかるように記載すること。

- ア. 地域活性化のための取組を総括して推進するプロジェクトリーダーの決定
- イ. 民間主体の取組に応じた分野別のワーキンググループの設置
- ウ. ワーキンググループを取りまとめるグループリーダーの決定
- エ. 行政の関係者及びグループリーダーが定期的に意見交換する連絡会議の設置

(5) 地域活性化計画における目標と期待される効果

日本遺産という資源を活かした取組を行うことにより成果が地域にどのような波及効果をもたらすかを明らかにするため、当該波及効果の評価指標と目標値を定めること。地域活性化計画期間は6年間とし、当該期間終了後の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握し、文化庁に報告すること。また、計画期間終了後の翌年に、全期間を通じての総括評価を行うこととする。

設定する目標及び評価指標は下の表の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な指標を設定し、その現状値と目標値を設定すること。現状値の基点は原則として平成29年度とするが、それによりがたい場合は、適宜の年度を基点とすること。

想定する指標が、必ずしも下の表の項目に近いとは言い難い場合は、「その他」を選択し、具体的な指標を設定すること。

※ 設定目標Ⅰ及びⅡの計画評価指標は、必須のものに加えて、任意で他の計画評価指標を設定することが可能です。また、設定目標Ⅰ～Ⅲ以外の設定目標を任意で設定することが可能です。

設定目標Ⅰ： 日本遺産を活用した集客・活性化（必須）	
計画評価指標	観光客入込み数（必須）
	宿泊者数
	経済効果
	広告換算効果
	その他（具体的に記載）
目標値： 平成29年度 ○○（名、件、%） → 平成35年度 ○○（名、件、%）	
設定目標Ⅱ： 日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化（必須）	
計画評価指標	地域の文化に誇りを感じる住民の割合（必須）
	日本遺産の認知度
	日本遺産を活用した取組数（協議会による取組を除く）
	その他（具体的に記載）
目標値： 平成29年度 ○○（名、件、%） → 平成35年度 ○○（名、件、%）	
設定目標Ⅲ： 日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立（必須）	
計画評価指標	日本遺産のためのふるさと納税額
	日本遺産のための寄付額
	日本遺産関連で開発された商品・サービス数
	日本遺産への協力団体数
	日本遺産への協力者数
	その他（具体的に記載）
目標値： 平成29年度 ○○（名、件、%） → 平成35年度 ○○（名、件、%）	
設定目標Ⅳ： その他	
計画評価指標：○○○○	
目標値： 平成29年度 ○○（名、件、%） → 平成35年度 ○○（名、件、%）	

また、日本遺産に関する取組を行うことで期待される効果（定性的効果）を併せて記載することとする。

(6) 日本遺産魅力発信推進事業

上記(2)に掲げた取組を実施するために、日本遺産魅力発信推進事業(以下、「補助事業」という。)により実施を検討している事業について記載すること。その際は、補助事業の実施による成果の評価指標と目標値についても定めること。なお、補助事業実施期間は、最大3年間とするが、日本遺産に認定されても全ての事業採択を保証するものではなく、採択については毎年度審査を行う。

また、地域活性化計画期間終了後(6年後)の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握し、文化庁に報告すること。

設定する目標及び評価指標は下の表の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な指標を設定し、その現状値と目標値を設定すること。現状値の基点は原則として平成29年度とするが、それによりがたい場合は、適宜の年度を基点とすること。

想定する指標が、必ずしも下の表の項目に近いとは言い難い場合は、「その他」を選択し、具体的な指標を設定すること。

ただし、その場合でも、単に補助事業の実施結果に過ぎない参加者数等(参加者数や修了者数、ガイド登録者数、ツアー参加者数、普及イベント入場者数等)や、事業規模に応じて必然的に増減するもの(パンフレット作成数、調査件数等)は、評価指標としては認めないので、これらを評価指標として設定している場合は、計画性がないものとして扱う。

なお、補助対象事業は以下のとおり(対象となる事業の内容や範囲は今後変更となる可能性あり)。

- ① 情報発信事業
 - ・ 総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作
- ② 人材育成事業
 - ・ ボランティア・日本遺産コーディネーター等の人材育成
- ③ 普及啓発事業
 - ・ 普及啓発するための事業(発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等)
- ④ 調査研究事業
 - ・ 日本遺産の情報発信・普及啓発に必要な未指定文化財の資料収集
 - ・ 日本遺産の情報発信・普及啓発に必要な嗜好性等のマーケティング調査
- ⑤ 公開活用のための整備に係る事業
 - ・ 案内板・説明版の設置
 - ・ 案内施設、展示施設への改修
 - ・ 便益施設等の設置

II. 平成 30 年度認定内容変更

1. 「日本遺産」認定内容変更申請書（様式 5）

（1）ストーリーのタイトル

平成 29 年度以前に認定された日本遺産のストーリー名を記載すること。

（2）変更箇所

様式 5 の記入例を参考に変更箇所及び変更理由を記載すること。

（3）変更理由

記入例に倣い、変更理由が明確に分かるよう記載すること。

（4）担当者連絡先

文化庁からの連絡の窓口となる担当者を記載すること。

2. 構成文化財予定一覧表及び構成文化財予定写真一覧（様式 6-1 及び 6-2）

「日本遺産」認定内容変更のうち、「構成文化財」の追加をする場合には、様式 6-1 の記入例を参考に今後追加を予定しているものを含め構成文化財の全体像を記載すること。

3. 変更申請に際して提出するもの

認定申請の際に文化庁に提出した(様式 1-1)～(様式 3)について、変更箇所の見え消し(朱書き)訂正版(変更が生じた箇所を見え消しで赤字修正したもの)及び反映版(変更が生じた箇所を反映させたもの)を提出すること。

なお、様式 4 については「『平成 30 年度日本遺産魅力発信推進事業』について(依頼)」において提出を求めることとするため、本依頼においては提出を求めないこととする。

III. 書類の提出に当たっての留意事項

1. 平成 30 年度新規認定に関すること

（1）市町村教育委員会から都道府県教育委員会へ

①市町村教育委員会は、様式 1～4 に様式 7 を付して都道府県教育委員会に提出すること。

②シリアル型の場合、様式 1-1 の①で◎印を付した申請者が都道府県教育委員会へ提出すること。なお、異なる都道府県に所在する市町村によるシリアル型の場合、◎印の申請者が所在しない都道府県に所在する市町村は、当該都道府県教育委員会に対し、◎印の申請者が提出した上記書類の写しを送付すること。

（2）都道府県教育委員会から文化庁へ

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出があった様式 1～4 に様式 8 を付して文化庁に提出すること。

2. 平成 30 年度認定内容の変更に関すること

（1）市町村教育委員会から都道府県教育委員会へ

①市町村教育委員会は、様式 5、6 に様式 7 を付して都道府県教育委員会に提出すること。

②シリアル型の場合は、「1. (1) ②」の提出方法と同様。

（2）都道府県教育委員会から文化庁へ

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出があった様式 5、6 に様式 8 を付して文化庁に提出すること。

Ⅳ. 書類の提出

1. 提出方法

- (1) 提出は紙媒体1部及び電子媒体で提出すること。
- (2) 電子媒体はEメールで提出可能。ただし、容量が大きい場合はCD-R等に焼き付けて送付すること。また、様式1-1、様式2、様式3-1、様式4、様式5、様式6-1についてはワードファイルで提出すること。

2. 提出締切

- (1) 紙媒体
平成30年2月1日(木) (消印有効)
- (2) 電子媒体
平成30年2月1日(木) (必着)

Ⅴ. ヒアリングの実施

書類だけでは認定の可否の判断が難しい申請書については、ヒアリングを実施することとする。

1. ヒアリング日程

平成30年4月(予定)

2. ヒアリング方法

申請市町村の担当者(役職等は問わない。複数名の参加可。)により数分のプレゼン後、日本遺産審査委員会委員より質問を行う予定。

※ ヒアリングに係る詳細については、3月下旬～4月上旬にかけ、ヒアリングを実施する申請者に対してのみ都道府県を通じて連絡する。